

当別町子どもの読書活動推進計画

(第3次計画)

令和3年度～令和7年度

当別町教育委員会

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 第2次計画の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～4
- 4 子どもの読書活動・環境の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 当別町子どもの読書活動推進施策

- 1 期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 対象と各期の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～7
- 3 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～10

第3章 計画の点検・評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

資料編

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15～16
- 2 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次計画）（概要）
17
- 3 北海道子どもの読書活動推進計画＜第4次計画＞（概要）・・ 18～19
- 4 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20～21
- 5 当別町子どもの読書活動推進計画（第3次計画）に係る委員会等・ 22

第1章 計画の策定にあたって

1 目的

平成13(2001)年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(資料編参照)が制定され、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、4月23日を「子ども読書の日」とすることを定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

国は、この法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第1次～第4次)を策定し、北海道もこれを踏まえ「北海道子どもの読書活動推進計画」(資料編参照)を第4次まで策定しました。国及び北海道においては、それぞれの成果と課題を踏まえ、今後のおおむね5年毎に計画が策定されています。

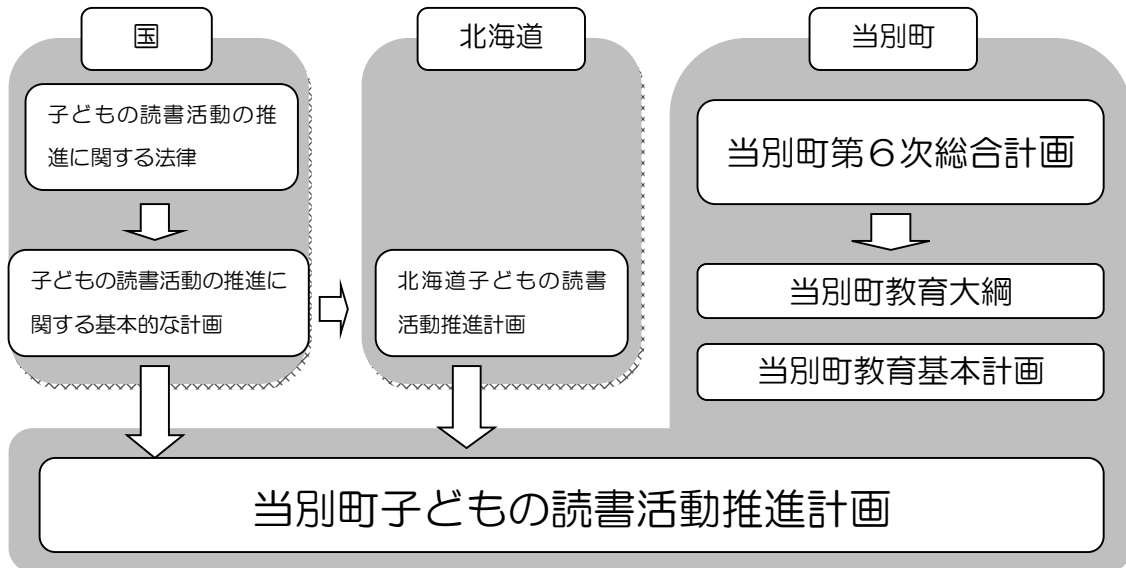
当別町においては、国、北海道の計画を踏まえ、平成22(2010)年4月「当別町子どもの読書活動推進計画」を策定し、その後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ平成27(2015)年「当別町子どもの読書活動推進計画(第2次計画)」(以下、第2次計画という。)を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。

このたび、令和2(2020)年度で第2次計画の計画期間が終了すること、さらにsociety5.0時代を見据えた教育環境の激変の中で、子どもの読書活動もこれまで以上に重要となることを踏まえ、「当別町子どもの読書活動推進計画(第3次計画)」(以下、「第3次計画」という。)を策定するものです。

2 位置付け

第3次計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき策定し、「当別町第6次総合計画」が示す分野別の施策である「豊かな人づくり施策」に沿って策定される子どもの教育分野の個別計画として位置づけられるものであります。

また、「当別町教育大綱」をはじめ、「当別町教育基本計画」などとの整合性も図るものです。



3 第2次計画の成果と課題（平成27（2015）年度～令和2（2020）年度）

（1）家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進

①家庭における読書活動の推進

<成果>

- 『毎月23日はどうべつ家読（うちどく）の日』を設定し、「うちどく（家読）通信」を継続発行することにより、新刊・推薦図書、図書館事業の周知や、読書に対する興味・関心を抱くよう働きかけ家庭での読書活動を啓発することができた。

<課題>

- 図書館で乳幼児、小学生対象に読み聞かせ会を行ったが、参加者が少なかった。
- 児童生徒のスマートフォン使用時間、テレビ・ゲーム使用時間が長いことから、家庭での読書時間が短い。

②地域における読書環境の推進

<成果>

- 10ヵ月児健診時にブックスタートを実施し、乳幼児期から読書に親しむ習慣を身に着ける事業として保護者に理解された。



<課題>

- ブックスタートのフォローアップ事業の検討が必要である。
- 読み聞かせや図書館運営の人材としてボランティアの確保を図っていく必要がある。
- 推薦図書（スタンダード図書）の見直しと活用方法の検討が必要である。

③学校等における読書活動の推進

<成果>

- 本に出会い親しむことを目的として、認定こども園、小学校、子育て支援センターにおける読み聞かせ、小学校、中学校における朝読書を継続して行うことにより読書活動を推進できた。
- 認定こども園では、絵本を年齢や季節ごとのジャンルに分け、収納の仕方を工夫したことにより絵本が選定しやすくなり、読み聞かせ回数の増加につながった。

<課題>

- 認定こども園に通園している共働きの家庭では読み聞かせの時間を設けることができていない。
- 未就園児の絵本離れが進んでいる。
- 幼児が落ち着いて絵本を読める空間がない。
- 司書教諭は他の業務もあり、学校図書館の整備まで手が回らない。
- 司書資格のない教員が担当になることも多く、図書業務内容は専門知識も必要であり、負担も大きい。
- 児童の選ぶ本は漫画本が多く、活字離れが進んでいる。
- 子育て支援センターの「あそびのひろば」では、利用時間も制限されているため、絵本を見る場面が減ってきている。

(2) 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

①当別町における取組

<成果>

- 当別町図書館条例制定に伴い「当別町図書館、西当別分館」を設置した。
- 図書館が小中学校、プレイハウス、認定こども園、子育て支援センターに対し巡回図書を行うことにより、多くの本に触れる機会を提供することができた。
- 図書館情報専門員の学校訪問支援回数を増やしたことにより、司書教諭の負担軽減と学校図書館環境整備を行うことができた。
- 図書館の新規事業を地域ボランティアと連携して行うことにより、子どもの読書活動推進と図書館利用促進を行うことができた。



<課題>

- 学校訪問支援について、司書教諭と図書館情報専門員の役割分担や子どもの読書推進の考え方について連携を取りながら、より効果的な支援を進める必要がある。
- 図書館と学校等が蔵書している本の情報を共有化できるシステム構築の検討が必要である。

②学校図書館における取組

<成果>

- 図書館情報専門員と学校が連携し、学校図書館の環境整備を行うことができた。
- 小学校図書館を図書指導年間計画に基づき、毎月の指導の重点に沿って指導できた。

<課題>

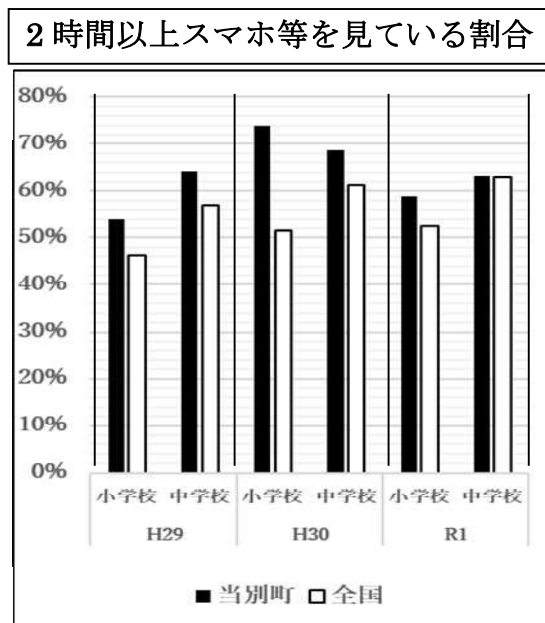
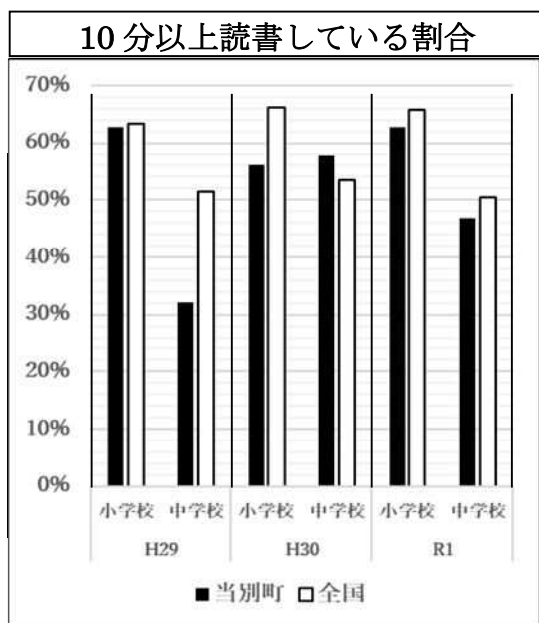
- 中学校図書館利用者を増やすために、工夫した取り組みが必要である。

4 当別町の子どもの読書活動・環境の現況

令和元（2019）年に全国の小学6年生・中学3年生を対象に実施された「全国学力・学習状況調査」によると、「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」の質問に対して「10分以上」と回答した全国児童生徒の割合は小学生65.9%、中学生50.5%になっています。当別町においては、小学生62.8%、中学生46.8%となっており、全国に比べ若干低い傾向になっています。

近年の情報化社会の進展により、テレビ、インターネット等の様々情報メディア、情報媒体の発達・普及、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等情報通信手段の多様化等により、多様かつ大量の情報が、簡単・瞬時に入手できる環境が子どものまわりにあります。このような情報化の進展によって利便性が向上した一方、児童生徒のスマートフォン利用の長時間化によって読書活動の時間が減少し、文字・活字離れが懸念されています。

令和元（2019）年に全国の小学5年生・中学2年生を対象に実施された「全国体力運動能力・運動習慣調査」によると、「平日（月～金曜日）について学校以外で、1日に2時間以上テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンの画面を見ている割合は、全国で小学生52.5%、中学生62.9%になっています。当別町においては、小学生58.8%、中学生63.1%となっており、全国に比べ高い傾向になっています。



第2章 当別町子どもの読書活動推進施策

この計画は、第2次計画の成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とし、引き続き社会全体で子どもの読書活動を進めるために取り組んでいきます。

1 期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までとし、必要に応じて計画の見直しを行います。各年度における事業計画は、当別町社会教育推進計画の中で示し、年度末に評価を行います。

2 対象と各期の特徴

この計画の対象は、0歳から18歳までの子どもとします。

（1）乳幼児期（0歳～6歳） 「本に出会う」

一般的には、誕生直後から1歳または1歳半くらいまでが乳児期、その後、就学するまでが幼児期といわれています。



乳児期—乳児期は絵本の読み手の声や表情に反応し、コミュニケーションを図ろうと自らも声を発しようとしています。そのため、この時期は、子どもが自己を形成していく上でも、保護者等周りにいる大人からの語りかけがとても大切になります。

◎0歳から1歳⇒本に出会いながら赤ちゃんとの濃密なスキンシップ
本に出会いながら子どもに語りかけ

幼児期—本を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせたり、読んでもらった本を自分で読もうとするなどして、本を楽しむことができるようになります。そのためこの時期は、想像力や新しいものをつくり出す力が培われるとともに、言葉も豊かになっていきます。

◎ 2歳から3歳⇒本に出会いながら子どもに語りかけ

◎ 3歳から5歳⇒本に出会いながらたくさんのおぼえ



⇒本に出会いながらコミュニケーション（双方向）

⇒本に出会いながらこころを豊かに

また、乳幼児が認定こども園で、幼稚園教諭や保育教諭、友達と一緒に絵本などを見たり、聞いたりすることは、同じ世界を共有する楽しさや心を通わせる一体感などを味わう貴重な体験となります。

（2）小学生期（6歳～12歳） 「本に親しむ」

低学年—読み聞かせなどにより、本に親しんだり、読書を楽しんだりする時間を作ることが大切です。その後、子どもは自身の成長とともに、徐々に文章を読むことができるようになります。

高学年—読書力がつき、幅広いジャンルの本（ノンフィクション、推理小説、スポーツ、科学など）に目を向けるようになります。学級担任・図書教諭等教員のアドバイスを受けながら、各教科や総合的な学習の時間、特別活動における調べ学習などを通して、目的に合った本を読もうとするようになります。

（3）中学生期（12歳～15歳） 「本から学ぶ」

中学生期は、生徒会活動や部活動への参加により、学校での生活時間が長くなるとともに、家庭学習の時間が増加するなど、生活リズムが大きく変化することにより、家庭で読書をする時間が減少する傾向にあります。また、心身が著しく成長し、親に対する反抗期を迎えるなど、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあります。中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の向上を図るなど、自己の在り方を考えていく上での大きな力になります。

（4）高校生期（15歳～18歳） 「本と生きる」

高校生期は、読書の目的や資料の種類に応じて、適切な読書技術によって読むことができるようになってきます。この時期は、自分の読書生活を振り返り、読書の幅を広げるとともに、読書週間を身に着け、生涯にわたって読書に親しむようにすることが大切です。

3 基本目標

子どもの読書習慣の定着

読書習慣は日常の生活を通して形成されることから、学校や家庭、地域等の中で育まれ、継続して行われるよう、読書活動の習慣化に向けて、積極的に取り組む必要があります。そのためには、学校、家庭、地域等のそれぞれの役割を明確にするとともに、関係機関や団体等と連携し相互に協力しつつ、子どもの発達の段階に応じて多様な取組を進めていくことが重要です。

推進施策1 家庭における読書活動の推進

【推進の方向性】

子どもの読書習慣は保護者が日常の生活の中で子どもの読書活動の機会の充実及び読書習慣の定着に向けて積極的に取り組む必要があります。

このため、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、家庭での読書活動を通して家族のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」に取り組むことにより、子どもが読書に親しむきっかけをつくるとともに、読書に対する興味や関心をもたせるように子どもに働きかけることが望まれます。

【具体的な取組】

①家庭での読書の推奨

- ・「読み聞かせ」や家庭における読書活動重要性の啓発
- ・ブックスタート、ブックセカンドで受領した図書を活用
- ・妊婦さんへの読書活動の啓発

②図書館の活用

- ・図書館が行う企画展やイベント等の参加

③家庭で読書をする環境づくり

- ・ノーテレビデー（タイム）やノーゲームデー（タイム）の推奨
- ・「うちどく（家読）通信」を活用した、保護者自身が読書に親しむことや図書館を利用することの啓発

推進施策2 学校等における読書活動の推進

【推進の方向性】

認定こども園や子育て支援センターでは、保育教諭や職員等による読み聞かせを行うほか、保護者等に対しても、お迎え時に子どもが興味を持っている絵本の紹介や貸し出しを通じて、読み聞かせの楽しさや大切さを伝えていきます。

小中学校では、児童生徒が多くの本に親しむと共に、読書の習慣化を図り、豊かな情操を養うことを目的に、学校図書館の充実を行います。また、児童生徒が自ら読書に親しむことができるように、読書指導を推進していきます。

【具体的な取組】

①様々な読書活動の展開

- ・「読み聞かせ」「朝の読書」活動や校内読書週間等の設定
- ・読み聞かせ、ビブリオバトル、POP作成等の手法を活用した読書活動
- ・読書活動感想文コンクール等応募への推進

②学校図書館機能の充実

- ・図書委員会等の児童生徒による自主的な読書活動
- ・児童生徒、教員の希望を取り入れた、蔵書の充実
- ・図書館情報専門員派遣による学校図書館の活性化

③とうべつ学園における図書館開設準備

④図書館情報専門員と司書教諭の連携及び学校司書配置に向けた取り組み

推進施策3 図書館における読書活動の推進

【推進の方向性】

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが興味を引く好きな絵本を手にとったり、小中学生が興味に合った資料を調べたりすることができるよう、読書環境を整備する必要があります。

そのためには、図書館が子どもの読書活動と環境の実態を踏まえ、読書活動の推進に向けた場所や機会を提供することによって、望ましい読書環境づくりに努めることが重要です。また、地域ボランティアと連携することで、より効果的な機会を提供することが必要です。

【具体的な取組】

①図書館機能の充実

- ・レファレンスサービスの向上
- ・計画的な蔵書充実
- ・電子書籍の導入の検討
- ・スタンダード図書の選定と活用
- ・読み聞かせ等のボランティア育成



②イベントの実施

- ・図書館に親しむための四季折々なイベントの実施
- ・図書館情報専門員企画による企画展の実施
- ・読書感想文コンクール等の実施

③学校等との連携

- ・認定こども園、学校等と連携した読書活動の推進
- ・巡回図書の実施（小中学校、子どもプレイハウス、認定こども園、子育て支援センター）
- ・学校図書館に対する図書館情報専門員派遣による運営支援

④図書館情報専門員の資質向上

- ・定期的なミーティング、研修等の実施
- ・先進地視察、研修会等の参加

⑤「家読（うちどく）」の推進

- ・ブックスタートのフォローアップ事業を含めた更なる充実
- ・ブックセカンドの実施
- ・「うちどく（家読）通信」の発行

⑥とうべつ学園における図書館開設支援

第3章 計画の点検・評価について

施策推進の点検・評価については、計画の指標及び推進施策を中心に進捗状況などの点検を毎年実施し、評価を行います。

また、子どもの読書活動や読書環境を把握するために、アンケートを実施します。

指標	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
図書館における蔵書冊数 (内児童図書数)	40,922冊 (18,857冊)	50,000冊 (25,000冊)
図書館における18歳以下一人当たり年間 図書貸出冊数	5.3冊	10冊
図書館来館者数	17,064人	20,000人
図書館情報専門員による学校図書館支援回 数	123回	200回
学校図書館における蔵書冊数	41,570冊	50,000冊
学校図書館における児童生徒一人当たり年 間図書貸出冊数	21.8冊	30冊
児童生徒の読書が好きな割合 (注1)	小学校6年生 67.4% 中学校3年生 72.6%	小学校6年生 70.0% 中学校3年生 75.0%
学校の授業時間以外に普段(月～金曜日)、 1日当たり10分以上読書する子どもの割合 (注2)	小学校6年生 62.8% 中学校3年生 46.8%	小学校6年生 70% 中学校3年生 50%

(注1)「全国学力・学習状況調査」において「読書は好きですか」の質問に対して「当てはまる、どちらかといえば当てはまる」と回答した町内児童生徒の割合

(注2)「全国学力・学習状況調査」において「学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)」の質問に対して「10分以上」と回答した町内児童生徒の割合

資料編

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

2 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次計画）（概要）

趣 旨

2001年（平成13年）に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年（2018～2022年度）にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

主な現状

<児童用図書の出貸冊数の増加>



<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

主な課題

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない

※不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立)

専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。

学習指導要領の改訂

(平成29,30年公示) 総則において学校図書館の活用や読書活動の充実を規定。

情報化社会の進展

スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

分 析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

計画改正の主なポイント

- ① **読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進**
 乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる等
 小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書等
 中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書等
 高校生期：知的興味に応じた幅広い読書等
- ② **友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実**
 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動
- ③ **情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析**
 スマートフォンの利用と読書の関係等

推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

市町村推進計画策定率	
◆第三次基本計画で定めた目標	市：100% 町村：70%
◆平成28年度実績	市：88.6% 町村：63.6%
※29年末目標	
※第四次計画でも引き続き達成を目指す	

- 市 町 村：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携等
- 都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言等
- 国：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等)等

3 北海道子どもの読書活動推進計画＜第4次計画＞（概要）

1 策定の趣旨

- ・「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）に基づき策定
- ・北海道子どもの読書活動推進計画〔第一次計画〕（平成15年11月）から〔第三次計画〕（平成25年3月）までを引き継いで策定
- ・「（仮称）新しい教育計画」（平成30年策定）の個別計画として策定

2 基本理念

北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図ります。

3 計画の性格

「北海道教育推進計画」における教育の各分野に関して策定する個別計画

4 計画の期間

平成30年度から平成34年度までの5年間

5 計画の対象

0歳から、おおむね18歳まで

※4つの期（乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期）の特徴を踏まえた推進

6 子どもの読書活動推進のための方策

＜基本目標1＞家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進

【推進方策1-1】家庭における読書活動の推進

○子どもの読書習慣の定着に向けた「家読」の取組の推進

【推進方策1-2】地域における読書活動の推進

○読書活動の推進 ○学校等の読書活動への支援

○読書活動の普及・啓発

【推進方策1-3】学校等における読書活動の推進

○読書活動の推進 ○学習活動の充実 ○読書活動の普及・啓発

＜目標指標＞（例）

◇家庭での読書（1日10分以上） ◇学校における一斉読書の取組

◇読書が好きな児童生徒 ◇「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」で事業を実施する市町村

＜基本目標2＞子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

【推進方策2-1】地域における読書環境の整備

○読書環境の整備

【推進方策2-2】学校図書館等における読書環境の整備

○資料等の整備 ○設備等の整備 ○教職員の配置及び効率的な運営

＜目標指標＞（例）

◇市町村における読書活動推進計画の策定 ◇学校図書館図書標準達成の学校

◇学校司書を配置している学校

◇学校図書館において様々な人材と連携している学校

北海道子どもの読書活動推進計画（第四次計画）の全体構想

【基本理念】

北海道の全ての子どもが読書習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を促進し、積極的にその環境整備を進めます。

社会全体での子どもの読書活動の推進

家庭

子どもの読書習慣の定着に向けた「家読」の取組の推進

地域

読書活動の推進

学校等の読書活動への支援

読書活動の普及・啓発

学校等

読書活動の推進

学習活動の充実

読書活動の普及・啓発

読書環境の整備

地域

読書環境の整備

学校 図書館等

資料等の整備

設備等の整備

教職員の配置
及び効率的な運営

乳幼児期(0～6歳)
「本に出会う」

小学生期(6～12歳)
「本に親しむ」

中学生期(6～12歳)
「本から学ぶ」

高校生期(15～18歳)
「本と生きる」

4 用語解説

●ア行

	用 語	解 説
ア	朝の読書	毎日、学校の授業が始まる前の10分程度を利用して、全員がそれぞれに好きな本を読む取組み。
ウ	家読（うちどく）	読書を通して、家族とのコミュニケーションを図ろうという取組み。

●カ行

	用 語	解 説
カ	学校司書	小学校、中学校及び高等学校に設置される学校図書館において、司書の資格を有し業務に従事する者。
コ	子ども読書の日	4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって定められた日。
	子どもの読書活動の推進に関する法律	すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境整備の推進を求めた法律。平成13年12月に施行。

●サ行

	用 語	解 説
シ	司書教諭	小学校、中学校及び高等学校において、学校教育に必要な資料を収集・整理及び保存し、これを児童生徒や教職員の利用に供するために設けられた学校図書館の専門的職務に従事する者。学校図書館法により、12学級以上の学校に置かなければならない。
	巡回図書	子どもが多くの本に触れ読む機会を増やすことを目的に、図書館の図書を小中学校、子どもプレイハウス、認定こども園、子育て支援センターに貸し出す事業。
ス	スタンダード図書	当別町子どもの読書活動推進委員会が選定する子どもに読んでほしい推薦図書。
セ	全国学力・学習状況調査	全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施設の成果と課題を検証し、改善を図ることを目的に実施している調査。対象は小学校6年生と中学校3年生。
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	全国的な子どもの体力の状況について詳細な把握・分析を行うことを目的として実施。対象は小学校5年生と中学校2年生。

ソ	ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）	個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークを構築を支援する、インターネットを利用したサービス。
---	------------------------	--

●タ行

	用語	解説
テ	電子書籍	パソコンや携帯端末等で見ることができる書籍や出版物。
ト	図書館情報専門員	当別町図書館、西当別分館で貸出業務等を行う職員。

●ハ行

	用語	解説
ヒ	ビブリオバトル	お気に入りの本を持ち寄って、その面白さについて5分程度でプレゼンテーションを行い、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定するイベント。
フ	ブックスタート	乳幼児10ヶ月健診に際して、保護者に絵本を手渡し、乳幼児期からの絵本の読み聞かせの大切さや方法などを伝えることを目的として実施。
	ブックセカンド	乳幼児期に育まれた読書への興味、関心を引き継ぎ、読書習慣を育て、さらに家族ぐるみで高めていくことを目的とし、小学1年生の入学のお祝いとして自分の選んだ本をプレゼントする事業。
ホ	POP（ポップ）	「Point of purchase advertising」（購買時点広告）の頭文字から取った略語で、主に小売店の店頭プロモーションとして展開される広告媒体。

●ラ行

	用語	解説
レ	レファレンスサービス	学習・調査・研究を目的とする利用者に求める資料や情報を検索し、提供すること。

5 当別町子どもの読書活動推進計画（第3次計画）に係る委員会等

【当別町社会教育委員会】

任期 平成31年4月24日～令和3年4月23日

役 職	氏 名	所 属
委員長	浜 上 尚 也	学識経験者
副委員長	昇 洋 一	当別小学校
委 員	大 浦 浩	西当別中学校
委 員	近 藤 留 美	当別町女性団体協議会
委 員	曾 川 昭 治	当別町文化協会
委 員	伊 藤 美穂子	当別町スポーツ推進委員会
委 員	後 藤 尚 範	当別青年会議所
委 員	吉 野 裕 宜	当別町子ども会育成連合会
委 員	須 藤 孝 明	当別町PTA連合会
委 員	川 合 秋 夫	学識経験者

【当別町子どもの読書活動推進委員会】

任期 令和2年10月1日～令和4年9月30日

役 職	氏 名	所 属
委員長	渡 部 泰 夫	学識経験者
副委員長	金 木 雅 美	当別町教育委員会子ども未来課
委 員	長 田 真 美	当別小学校
委 員	弥勒院 瑞 枝	西当別小学校
委 員	小笠原 正 恵	当別中学校
委 員	草 野 奈央子	西当別中学校
委 員	文 字 絵里子	認定こども園当別夢の国幼稚園
委 員	金 濱 華 実	認定こども園おとぎのくに
委 員	富士本 亜希子	当小よみきかせ隊



当別町子どもの読書活動推進計画（第3次計画）
令和3（2021）年4月

当別町教育委員会

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9
TEL0133-22-3834 FAX0133-23-3114

kyoshakai1@town.tobetsu.hokkaido.jp

<http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/kyoiku-top/3684.html>